

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(三・総務課)

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定(四・総務課)

情報提供を推進すべき法人の変更(五・総務課)

情報提供を推進すべき法人(六・総務課)

情報公開を推進すべき法人の変更(七・総務課)

情報公開を推進すべき法人(八・総務課)

字の区域の変更(九・一・市町村課)

結核予防法による医療機関の指定(一二・横手保健所)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一三・一六・商工業振興課)

大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(一七・商工業振興課)

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(一八・商工業振興課)

都市計画の変更による送付図書の縦覧(一九・都市計画課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(二〇・砂防課)

開発行為に関する工事の完了(二一・秋田建設事務所)

開発行為に関する工事の完了(二二・平鹿建設事務所)

道路区域の変更(二三・道路環境課)

公告

県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定(由利総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北総合農林事務所)

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

選挙管理委員会告示

個人演説を開催することができる施設の指定(一)
個人演説を開催することができる施設の指定解除(二)
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(三)
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四)

告示

秋田県告示第三号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称

財団法人秋田県分析化学センター

秋田県告示第四号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものとなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第二条の規定に基づき、その名称を告示する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県告示第五号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けなかったこととなつたので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称

財団法人秋田県分析化学センター

秋田県告示第六号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けることとなったので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十五年一月十日

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けなかったこととなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十五年一月十日

法人の名称

財団法人秋田県分析化学センター

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けることとなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十五年一月十日

法人の名称

株式会社秋田県分析化学センター

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡岩城町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地

処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
由利郡岩城町上蛇田字ヲカタ 二八〇、二八一、二八二の二、三三四、三三八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡岩城町下蛇田字サムカサキ
由利郡岩城町下蛇田字ムサワ 一、二、四、五、六の一、六の二、七、七の一、八、一〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡岩城町下蛇田字宮ノ沢
由利郡岩城町下蛇田字サヒカツ 三、五から七まで、一〇、一三、一九、二八、三九、四二、四三の一部、四六の一部、四九の一部、五一、五三、五七、五九、六八、六九、七一、七三、七五から七七まで、九一の二、九六、一〇九、一一〇、一二七の一部、一二八の一部、一三一の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五四の一部、一五八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡岩城町下蛇田字湯田
由利郡岩城町下蛇田字サヒカツ 四三の一部、四六の一部、四九の一部、一二七の一部、一二八の一部、一三一の一部、一三四、一三五、一三七、一三九、一四一、一四三、一四四、一四五の一部、一四六、一四九の一部、一五四の一部、一五九、一六〇の一、一六一、一六二の一、一六九、一八〇、一八三、一九〇、一九四、一九五、一九七、一九八、二〇一、二〇五、二〇六の二、二二〇、二二三、二二四の一、二二四の二、	由利郡岩城町下蛇田字谷地

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	雄勝郡雄勝町役内山国有林四九林班イ小班の次の乙介乙口一からイ七までの点を順次結ぶ線及び乙介乙口一の点とイ七の点とを結ぶ線で囲まれる区域	変更後の字の区域	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字轟
乙介乙口一	北緯 三八度五七分二秒七三九〇 東経 一四〇度三二分二六秒八五〇六		
乙介乙口二	北緯 三八度五七分一秒七八三三 東経 一四〇度三二分二六秒七六九三		
乙介乙口三	北緯 三八度五七分一秒六七〇一 東経 一四〇度三二分二六秒一三五九		
乙介乙口四	北緯 三八度五七分一秒二〇二三 東経 一四〇度三二分二六秒二二八四		
乙介乙口五	北緯 三八度五七分一秒一四六五 東経 一四〇度三二分二七秒三七五五		
乙介乙口六	北緯 三八度五七分一秒八四五三 東経 一四〇度三二分二七秒一七六一		
乙介乙口七	北緯 三八度五七分一秒四二三五 東経 一四〇度三二分一八秒四一八二		
イ五	北緯 三八度五七分一秒二二五六 東経 一四〇度三二分一八秒二七七四		
イ六	北緯 三八度五七分一秒九四四六 東経 一四〇度三二分二七秒八七三三		
イ七	北緯 三八度五七分一秒四一六九 東経 一四〇度三二分二七秒六三一六		

秋田県告示第十二号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	西成クリニック	所 在 地	平鹿郡十文字町十文字新田一番地二	指 定 年 月 日	平成十五年一月十日
-----	---------	-------	------------------	-----------	-----------

秋田県告示第十三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ新仁賀保店
由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五外
- 二 仁賀保町長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
（一）縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仁賀保町役場 産業課
（二）縦覧期間
平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
大館西ショッピングセンター
大館市根下戸新町二百十四番地一外
- 二 大館市長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
- (二) 縦覧期間
平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンアクロスプラザ大館南
大館市鉾釣字前田一番外
- 二 大館市長の意見
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
- (二) 縦覧期間

平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯島ショッピングセンター
秋田市飯島字堀川二番外
- 二 秋田市長の意見
来客自動車の灯火等による影響が考えられるため、光害対策について周辺住民意見を尊重し、十分に配慮すること。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十五年一月十日から同年二月十日まで

秋田県告示第十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

- マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マックスバリュ小坂店
 鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一
 変更した事項
 (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 ア 変更前
 マックスバリュ東北株式会社 外四者
 イ 変更後
 マックスバリュ東北株式会社 外一者
 (四) 変更の年月日
 平成十四年五月二十四日
 (五) 変更する理由
 小売業者の退店等による
 二 届出年月日
 平成十四年十二月十六日
 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ
 (二) 縦覧期間
 平成十五年一月十日から同年五月十日まで
 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マックスバリュ小坂店
 鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一
 (三) 変更する事項
 (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 マックスバリュ東北株式会社
 ア 変更前 午後九時
 イ 変更後 翌日の午前零時
 (2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯
 ア 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
 イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
 (3) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
 ア 変更前 午前七時から午後八時まで
 イ 変更後 午前六時から午後九時まで
 (四) 変更の年月日
 平成十四年十二月二十一日
 (五) 変更する理由
 (1) 消費者の利便性のため
 (2) 市場から直接搬送される商品の搬入に対応するため
 二 届出年月日
 平成十四年十二月二十日
 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ
 (二) 縦覧期間
 平成十五年一月十日から同年五月十二日まで

- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

蒲田前	区域名	区
	都市 町村 大字 字	地 番
由利郡由利町東鮎川字蒲田前		一番の一部分（次の図に示す部分に限る。）、四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、四番三の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番二の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番四の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番五の一部（次の図に示す部分に限る。）、

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

示す部分に限る。）、八〇番六の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番七の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番八の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番九の一部（次の図に示す部分に限る。）、八〇番一四の一部（次の図に示す部分に限る。）、水路敷及び道路敷（次の図に示す部分に限る。）

秋田県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十月一日付け指令秋建 三 六十一号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
河辺郡雄和町妙法字上大部十四番地 株式会社 高尾自動車整備工場 代表取締役 工藤 司
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
河辺郡雄和町妙法字上大部十二番、十三番及び十四番

秋田県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年十一月八日付け指令平建 八百十九 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横手市本郷町八番十三号 高嶋 雄 一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市前郷字上在家三十二番一、三十三番、三十四番一、三十六番一、三十六番三、三十七番、三十八番七

秋田県告示第二十三号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路					
新	旧	三	三	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下六番二地先から九五番四地先まで	一三・三〇〇	一六・五〇	〇・〇五三
三	三	四	四	〃	〃	〃	〃

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年一月十日
秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年一月十日から同月二十三日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年一月十日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城
県営土地改良事業(道目木地区ほ場整備事業)担い
手育成型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年一月十四日から同年二月十日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年一月十日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 寺田典城
総合整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年一月十四日から同年二月十日まで
- 三 縦覧場所 岩城町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月十日

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量

秋田県知事 寺田典城

- (一) 酸化炭素自動測定器 一台
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十五年三月二十五日(火)
納入場所
秋田県環境センター(自動車排出ガス測定鹿角局舎)
- (二) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年一月二十三日(木)午後一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
二酸化硫黄自動計測器 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月二十五日(火)
- (四) 納入場所
秋田県環境センター(檜山環境測定局)
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十三日(木)午後一時十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

窒素酸化物自動計測器 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日(火)

(四) 納入場所

秋田県環境センター(檜山環境測定局)

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十三日(木)午後一時二十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他
に記載された必要書類等を提出すること。
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

自動血沈測定装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日(金)から同月二十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年一月二十三日(木)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十五年一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

教室用・生徒用・業務用コンピュータ端末 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月十七日(月)

(四) 納入場所

秋田県立養護学校天王みどり学園

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年一月十日(金)から同年二月三日(月)までの期間、随時交付する

(四) 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年二月七日(金)午前十一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十五年二月七日(金)午前十一時二十五分 (一)に掲げる場所

(六) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十五年二月四日(火)午後三時までに三(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完

全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条各号に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否

要

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Computer terminals for use by Educators, Students, and Businesses 1 set

2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 7 February, 2003

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨西仙北町選挙管理委員

会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
西仙北町農村交流施設	西仙北町北野目字堂伝野二番地	平成十五年一月九日
強首地区多目的研修施設	西仙北町強首字上野台一番地	"

秋選管告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することが出来る施設を次のとおり指定解除した旨西仙北町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日
西仙北町大沢郷基幹集落センタ	西仙北町大沢郷宿字横山十四番地の十	平成十五年一月九日

秋選管告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年一月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六七
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇五五

秋選管告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年一月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、二六七
能代市	一四、七六三
横手市	一〇、九一一
大館市	一八、二四五
本荘市	一一、一一八
男鹿市	八、四八〇
湯沢市	九、四一六
大曲市	一〇、六六九
鹿角市鹿角郡	一一、七五五
北秋田郡	一八、一九七
山本郡	一三、五〇八
南秋田郡	一九、九〇三
河辺郡	五、二六九
由利郡	二〇、九七四
仙北郡	三一、九七六
平鹿郡	一八、六四七
雄勝郡	一一、六八五

発
行
者

秋
田
県

秋
田
市
山
王
四
丁
目
一
番
一
号

購
読
料
金

一
月
三
千
五
百
円

印
刷
所

印
刷
者

秋
田
市
山
王
七
丁
目
五
番
二
十
九
号
株
式
会
社
松
原
印
刷
社
電
話
(0862) 8766
FAX (0863) 0005
E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
秋
田
市
山
王
七
丁
目
五
番
二
十
九
号
松
原
繁
雄